

# 介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム報告のポイント

## 1 介護労働者や介護事業者を取り巻く状況 ①

### ○ 介護労働者の処遇に関しては、次のような指摘がある。

- ・ 介護労働者は、賃金水準や業務に対する社会的評価が低いことへの不満があり、現在の賃金水準では将来、世帯の生計を支えていくことができないと不安を持っている。
- ・ 事業者は、現在の介護報酬水準では経営が苦しく、介護労働者に対する十分な処遇を確保することが難しいため、人材確保・育成が難しい。

### ○ 介護労働者の実態については、

- ・ 性別は女性の割合が高い。
- ・ 施設系事業所では正規職員の割合が高く、訪問系事業所では、非正規職員の割合が高い。
- ・ 勤続年数は全産業平均と比較すれば短い。
- ・ 賃金水準は全産業平均と単純に比較すれば低い。
- ・ 介護労働者の賃金水準は、勤続年数に応じて一定の伸びが見られるという実態もある。
- ・ 介護労働者の賃金水準の議論に当たっては、勤続年数、年齢、性別、就業形態といった条件を揃えた実態把握に基づく比較が必要。地域差への配慮が必要。

### ○ 介護労働市場の状況については、

- ・ 社会福祉専門職種及び介護関連職種の有効求人倍率は、全産業より高い水準。都市部で高い。
- ・ 介護職員とホームヘルパーを合わせた離職率は、全産業平均よりも高い水準にある。
- ・ 異職率については、高い事業所と低い事業所との二極化が見られる。
- ・ 過半数の介護サービス事業所は、従業員が不足していると感じている。
- ・ 今後、介護サービス対象者数の伸びに伴い、介護職員についても需要の増加が見込まれる。<sup>1</sup>

## 1 介護労働者や介護事業者を取り巻く状況 ②

### ○ 介護サービス事業の経営については、

- ・ サービスの種類、地域、規模、開設主体等により、経営状況が異なるものの、経営環境は厳しさを増している。
- ・ 訪問介護や通所介護は、特に受給者数の増を超える事業所数の増に伴い、競争が激化している。
- ・ 介護サービス事業所運営上の問題点として、介護報酬の水準、労働条件・環境の改善、良質な人材の確保に加え、書類作成や事務手続きの煩雑さを挙げる事業所が多い。

## 2 基本的な考え方

- 質が高い介護サービスを安定的に提供するためには、必要な介護労働力を安定的に確保することが必要であるが、介護事業の経営や介護労働者の処遇に影響を与えると考えられる要因は、次とおり様々である。
- 介護報酬の水準のみでは介護事業の経営や介護労働者の処遇に係る問題の根本的な解決につながらない。様々な要因について十分な分析を行い、幅広い観点からの施策を講じることが必要。

### 【介護事業の経営や介護労働者の処遇に影響を与えると考えられる要因】

- ① 介護報酬の水準  
→ 労働者の専門性等に係る評価は適正か。人件費等の地域差を適正に反映しているか 等。
- ② 介護サービス事業に係る基準や規制の在り方  
→ 事業者の経営努力や事業展開の妨げになっていないか 等。
- ③ 介護保険サービスの在り方とその範囲  
→ 社会保険である介護保険が担うべき範囲のサービスか。
- ④ 介護事業市場の状況  
→ 競争が激化しているのではないか 等。
- ⑤ 介護サービス事業のマネジメント  
→ 収益を労働者の賃金に適切に分配できるような事業運営モデルになっているか 等。
- ⑥ 人事労務管理の在り方  
→ 労働者の就業形態や介護能力に応じた職員配置は適正か 等。
- ⑦ 介護労働者市場や他の労働市場の状況  
→ 好況経済下で労働市場全体が逼迫し、介護労働者のなり手が減っているのではないか 等。
- ⑧ 介護サービス提供以外の事務負担  
→ 事務が煩雑であるため、介護サービスの効率的な提供の妨げになっているのではないか。

### 3 今後の検討課題 ①

#### 【各事業に共通する事項について】

- 介護労働者の定着を図るための措置を講じる際には、例えば常勤職員と短時間勤務職員などの労働者の属性に応じた対策を講じることが必要ではないか。
- 介護労働者のキャリアアップに資する基準や取組に対する評価等を検討する必要があるのではないか。
- 書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう規制の見直しが必要ではないか。
- 介護労働者に対する適正な処遇の確保を可能とする介護報酬の水準について分析が必要ではないか。
- 事業所における介護労働者に係る人件費(※)配分の実態と人件費の決定要因、望ましい人件費配分の在り方や適正な人件費配分を促す仕組みについて、分析が必要ではないか。  
※ 外部委託、派遣等に係る費用を含む。
- 給与水準等の地域差を適切に反映させる仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 事業所の労働条件、キャリアアップ、福利厚生、安全衛生管理等といった労働環境に関する事項を事業所が情報開示することを検討する必要があるのではないか。

### 3 今後の検討課題 ②

#### **【訪問・通所系の事業について】**

- 業務の実態に即した適切なサービス提供を可能とする観点から、サービス提供責任者等について、サービスの質の確保を前提に人員配置基準の在り方等を検討する必要があるのではないか。
- 介護保険が担うべき役割を考慮しつつ、訪問介護における生活援助の在り方や、介護保険サービスと相対契約による付加的なサービスの組み合わせの在り方を検討する必要があるのではないか。

#### **【施設系の事業について】**

- 施設入所者の重度化の進展などを踏まえた施設の人員配置基準の在り方等について検討する必要があるのではないか。
- 施設系の事業者については、将来の施設の建替え等に備えた資金の積立てにより人件費等の必要な運営コストを過度に圧迫することのないよう、収入により建替えに要する借入金を返済していくモデルに切り替えることが必要ではないか。

#### **【その他】**

- 実地指導・監査や制度の運用に関し、極力事業者の事務負担の増加を招かない仕組みを検討する必要があるのではないか。